

訪問介護 わかたけ 重要事項説明書

令和6年10月1日改訂

1. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護 わかたけ
経営主体	社会福祉法人 若竹大寿会
所在地	神奈川県横浜市神奈川区平川町2-4
電話番号	045-488-5300
FAX番号	045-488-5330
事業所番号	1470201201
サービスを提供できる地域	横浜市神奈川区、鶴見区、港北区、保土ヶ谷区、および西区

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤(兼務)	非常勤(兼務)	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名	従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	5名	0名	5名	利用申込みに関わる調整、訪問介護(及び横浜市訪問介護相当サービス)計画の作成および利用者への説明
訪問介護員	介護福祉士	9名	6名	15名	訪問介護計画又は横浜市訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護サービスの提供
	実務者研修	0名	0名	0名	
	初任者研修	0名	1名	1名	
	ヘルパー2級	0名	5名	5名	

(3) 営業日および営業時間

① 受付・面接相談

月曜～土曜の午前9時から午後5時

年末年始の休日 12月30日～1月3日

② サービスの提供時間

年中無休

提供時間 午前0時～翌午前0時

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法に基づく指定訪問介護事業、および横浜市訪問介護相当サービス事業の適正な運営確保のために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護者および要支援者、事業対象者に対して適正な訪問介護サービス等を提供するものとします。

(2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえ、状況および環境に応じて、入浴、排泄、食事、等の介護および調理、洗濯、掃除等の日常生活全般にわたる援助を行います。また、利用者の意思・人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス内容

- (1) 訪問介護計画および横浜市訪問介護相当サービス計画書の作成
- (2) 入浴、排泄、食事等の身体介護
- (3) 調理、洗濯、掃除、買い物等の生活援助
- (4) 生活等に関する相談および助言

4. 利用料金

(1) 料金および費用

訪問介護サービス等を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスである時はその1割または2割もしくは3割の額とする。なお詳細は別途料金表のとおり。

(2) キャンセル料

利用者の事情により、訪問予定日当日のサービスが中止になった時は、体調不良等の場合を除いて、介護報酬額の10分の1にあたる額をキャンセル料として頂きます。

(3) その他

- ① ご利用者宅で、サービス提供に必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。
- ② 通常の訪問地域を越えた所から、片道1kmに対し30円とし、使用した距離数分を徴収します。
- ③ 料金のお支払い方法

毎月20日までに前月分の請求書を郵送をいたします。

お支払いは26日(土・日・祝祭日は翌営業日)にご指定の口座からの口座振替とさせていただきます。

5. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(厚生労働省)を遵守し、適切に行います。

6. 緊急時の対応方法

- (1) 対応時間 24時間対応

(2) 対応方法

サービス提供中の利用者の容体急変時には、速やかにご家族、緊急連絡先または主治医に連絡し、必要に応じて救急隊への連絡をし、医師等の指示に従い対応します。

	ふりがな 氏 名		続柄	
緊急連絡先 (優先順位①)	連絡先	自宅・携帯 () (住所)		
	ふりがな 氏 名		続柄	
緊急連絡先 (優先順位②)	連絡先	自宅・携帯 () (住所)		
医療機関等	医療機関名			
	連絡先	主治医氏名 () (電話) ()		
医療機関等	医療機関名			
	連絡先	主治医氏名 () (電話) ()		

7. 事故時の対応及び損害賠償

- (1) 事業者は、サービス提供に際して利用者にけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡およびその他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、サービス提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、その限りではありません。
- (3) 事業者は、利用者の故意または重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

8. 虐待の防止

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に努めます。

9. 事業継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. 衛生管理等

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

11. ハラスメント

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった従業員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為。
- (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力。
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力。
- (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為。

12. 守秘義務

- (1) 事務所及びその従業員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書による利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13. その他運営についての留意事項

- (1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3か月以内 ②継続研修 年1回以上

14. 併設事業の概要

事業一覧 わかたけケアプラン(居宅介護支援事業所)
わかたけ訪問看護ステーション(訪問看護事業所)
わかたけ24ケアステーション神奈川(定期巡回随時対応型訪問介護看護)
わかたけナイトケアステーション(夜間対応型訪問介護)
訪問介護 わかたけ(訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス・
横浜市訪問型生活援助サービス・障害者福祉サービス)

15. 相談窓口、苦情対応について

(1) 当事業所の相談・苦情受付窓口

相談・苦情に対する窓口として以下の担当者を置き、対応します。

連絡先 : (電話)045-488-5300 (FAX) 045-488-5330

担当者 : (管理者) 佐藤 佑輝

(2) 法人の相談・苦情受付窓口

相談・苦情に対する窓口として以下の担当を置き、対応します。

社会福祉法人 若竹大寿会 法人本部

連絡先 : (電話) 045-548-9233

(3) 行政機関その他苦情受付期間

①神奈川区役所 高齢・障害支援課

(所在地)横浜市神奈川区広台太田町3-8

(電話)045-411-7019 (FAX)045-324-3702

②鶴見区役所 高齢・障害支援課

(所在地)横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

(電話)045-510-1770 (FAX)045-510-1897

③港北区役所 高齢・障害支援課

(所在地)横浜市港北区大豆戸町26-1

(電話)045-540-2325 (FAX)045-540-2396

④保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課

(所在地)横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

(電話)045-334-6394 (FAX)045-331-6550

⑤西区役所 高齢・障害支援課

(所在地)横浜市西区中央1-5-10

(電話)045-320-8491 (FAX)045-290-3422

⑥神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

(所在地)横浜市西区楠町27-1

(電話)045-329-3447 (電話)0570-022-110 《苦情専用》

受付時間/午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝祭日・年末年始を除く)

⑦横浜市健康福祉局 介護事業指導課

(所在地)横浜市中区本町6丁目50-10 本庁舎16階 (電話) 045-671-2356

16. 介護サービス第三者評価等の実施状況

第三者評価の実施	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	② なし		

訪問介護および横浜市訪問介護相当サービス事業提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日 事業所 所在地 横浜市横浜市神奈川区平川町2-4
名 称 訪問介護 わかたけ
説明者 _____

私は本書面により、事業者からの訪問介護および横浜市訪問介護相当サービス事業についての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

お名前 _____

(代理人) 住 所 _____

お名前 _____

(続柄) _____